第六号様式別表五の六（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十　挿入］

第６号様式別表５の６記載要領

［１　略］

２　租税特別措置法施行令第27条の12の５第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は第39条の47第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「１」と記載すること。

３　「基準雇用者給与等支給額⑬」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「⑪×⑫」とあるのは「$⑪×⑫×\frac{70}{100}$」として計算した金額を記載すること。

⑴　租税特別措置法第42条の12の５第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（租税特別措置法施行令第27条の12の５第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第68条の15の６第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（同令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

⑵　租税特別措置法施行令第27条の12の５第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同令第39条の47第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

４　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、租税特別措置法施行令第39条の47第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉓」の「適用年度㈠」の欄には「１」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉓」の「前事業年度又は前連結事業年度㈡」の欄には「０」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、租税特別措置法施行令第27条の12の５第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額㉑」の「適用年度㈠」及び「月別支給対象者の合計数㉒」の「適用年度㈠」の各欄には「１」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数㉒」の「前事業年度又は前連結事業年度㈡」の欄には「１」と記載すること。

５　「①のうち所得等課税事業に係る額㉙」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第９条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載すること。

６　次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉛」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉜」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数

第六号様式別表五の六（用紙日本工業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十九　挿入］

第６号様式別表５の６記載要領

［１　同左］

２　租税特別措置法施行令第27条の12の４第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は第39条の46第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「１」と記載すること。

３　「基準雇用者給与等支給額⑪」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「⑨×⑩」とあるのは「$⑨×⑩×\frac{70}{100}$」として計算した金額を記載すること。

⑴　租税特別措置法第42条の12の４第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（租税特別措置法施行令第27条の12の４第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第68条の15の５第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（同令第39条の46第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

⑵　租税特別措置法施行令第27条の12の４第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同令第39条の46第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

４　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、租税特別措置法施行令第39条の46第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉑」の「適用年度㈠」の欄には「１」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉑」の「前事業年度又は前連結事業年度㈡」の欄には「０」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、租税特別措置法施行令第27条の12の４第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額⑲」の「適用年度㈠」及び「月別支給対象者の合計数⑳」の「適用年度㈠」の各欄には「１」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数⑳」の「前事業年度又は前連結事業年度㈡」の欄には「１」と記載すること。

５　「①のうち所得等課税事業に係る額㉗」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第９条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載すること。

６　次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉙」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉚」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数